

藤沢市子ども・子育て会議における部会の設置及び運営に関する要領

(趣旨)

第1条 藤沢市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、藤沢市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の部会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の目的)

第2条 部会は、会議において必要と認める特定の分野に関し意見交換を行い、計画策定等に資するとともに具体的、専門的事項を調査検討する。

(部会)

第3条 部会は、別表に定めるとおりとする。

(部会の公開)

第4条 部会は、公開するものとする。ただし、部会の内容が藤沢市情報公開条例第30条第1項第1号から第3号までに該当する場合は、この限りでない。

(会議と部会の関係)

第5条 部会での決定事項は、会議の議を経て確定するものとする。ただし、委員長が認める場合は、この限りでない。

(他の部会委員の出席等)

第6条 部会長は、特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、他の部会の委員に対し、当該事項の調査審議に係る部会への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又はその出席者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会の委員等の報酬)

第7条 部会の委員等の報酬については、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第36号）の定めるところによる。

(廃止及び休止)

第8条 会議で部会廃止又は休止の決議がなされたときは、部会を廃止又は休止するものとする。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、子ども青少年部子ども総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、部会において審議し、会議の議を経て定める。

附 則

この要領は、平成30年8月9日から施行する。

この要領は、平成30年11月19日から施行する。

この要領は、令和元年 8 月 2 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 8 月 2 5 日から施行する。

別表

番号	部会	所掌事項
1	意見聴取・権利部会	(1) 子ども・若者の意見聴取・意見反映・社会参画に関する施策等に係る意見提案 (2) 児童の権利に関する条約に紐づく施策等に関する意見提案
2	幼児期までの子ども・子育て支援部会	(1) 妊娠期から乳幼児期・小学校入学までの子ども・子育て支援施策等に関する意見提案
3	青少年・居場所部会	(1) こども大綱、こどもの居場所づくりに関する指針等を踏まえた藤沢市子どもの居場所づくり推進計画の改定及び居場所づくり施策等に係る意見提案 (2) 青少年の課題及びその解決に資する施策等に関する意見提案